

公益社団法人 日本オリエンテリング協会
アンチ・ドーピング規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本オリエンテリング協会（以下「本協会」という）のアンチ・ドーピング活動についての事項を定めることを目的とする。

(適用対象者)

第2条 本規程は、以下に対して適用される。
(1) 本協会及びその役員並びに委員会委員等の関係者
(2) 競技者
(3) サポートスタッフ
(4) 本協会の権限下にあるその他の人
(5) 会員（その下部組織を含む）

(JADAとの連携・協力)

第3条 本協会は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という）が行うアンチ・ドーピング活動について連携、協力、支援するとともに、日本アンチ・ドーピング規程（以下「日本AD規程」という）、世界アンチ・ドーピング規程（以下「世界AD規程」という）、および国際基準に基づく義務を履行する責任を負う。

(日本スポーツフェアネス推進機構との連携・協力)

第4条 本協会は、日本AD規程に基づく一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構（以下「J-Fairness」という）の権限と責務を尊重し、J-Fairness及びJADAと連携および協力し、ドーピング検査体制の中立性と独立性の確保を確実なものとする。

(本協会の役割と責務)

第5条 本協会は、日本AD規程第22条に定める役割と責務を負う。
2 本協会は、加盟する国際競技連盟から世界AD規程第20.3項に基づき求められた事項を履行する責任を負う。
3 本協会は、教育に関する国際基準に基づき、競技者及びサポートスタッフらへの教育の実施のため、教育計画策定、実施、モニタリング、評価を行うものとする。

(競技者の役割と責務)

第6条 競技者は、日本AD規程第24条に定める役割と責務を負う。

(サポートスタッフの役割と責務)

第7条 サポートスタッフは、日本AD規程25条に定める役割と責務を負う。

(結果管理手続、決定の効力)

第8条 アンチ・ドーピング規則違反が問われるすべての事案は、当該事案を管轄する結果管理管轄機関の手続により処理され、その決定はすべての国内競技連盟（その加盟組織および下部組織を含む）を拘束する。

(活動評価)

第9条 本協会は、JADAが行う国内競技連盟の活動についての評価を応諾し、資料提供等を行うものとする。
2 本協会は、前項の活動評価の結果において改善が必要とされた事項について、JADAと連携し、その改善に努めるものとする。

(不服申立て)

第10条 日本AD規程第12条に基づいてJADAが本協会に課す制裁処分については、同規程第13.2.3.5項に定める通り、本協会は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して不服申立てをすることができる。

(他の署名当事者等の決定の拘束力)

第11条 署名当事者であるアンチ・ドーピング機関、不服申立機関、スポーツ仲裁裁判所(CAS)の行った決定は、JADA及び日本の国内競技連盟に対して自動的に拘束力を有する。

(解釈)

第12条 本規程において使用される用語は、世界AD規程及び日本AD規程並びに国際基準に従って解釈されるものとする。解釈における矛盾が生じた場合は、世界AD規程及び日本AD規程並びに国際基準が本規程に優先されるものとする。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、2016年2月7日から施行する。

2018年7月7日、改訂

2022年2月28日、改訂